

## 亘理町結婚新生活支援事業補助金 申請時チェックリスト

・こちらのチェックリストにチェックし、添付書類と一緒に提出してください。

補助対象者（以下の条件をすべて満たすこと）	
<input type="checkbox"/>	婚姻届を受理された夫婦であること。 受理日（      年      月      日）
<input type="checkbox"/>	婚姻届が受理された日において、夫婦の年齢が共に39歳以下であること。
<input type="checkbox"/>	下記のいずれかにチェック☑してください。
<input type="checkbox"/>	夫婦共に29歳以下である。→上限60万円
<input type="checkbox"/>	夫婦共に30歳以上39歳以下である。→上限30万円
<input type="checkbox"/>	夫婦の一方が29歳以下であり、もう一方が39歳以下である。→上限30万円
<input type="checkbox"/>	【申請者が39歳の方限定】 ・民法第143条に基づき、40歳になる場合は、誕生日の前日に40歳到達とみなすことに留意するため、婚姻日が40歳の誕生日の前日ではないこと。 ・40歳の誕生日の前々日に、婚姻届及び申請を出す場合は可。
<input type="checkbox"/>	夫婦の所得を合算した金額が500万未満であること。 (様式第1号 7欄 夫婦の合計所得で確認)
<input type="checkbox"/>	夫婦双方もしくは一方の住民票が、申請する住宅と同じ住所にあること。
<input type="checkbox"/>	申請日時点において貸与型奨学金の返済を行っている場合は、それを除いた額とする。
<input type="checkbox"/>	本町及び他自治体で同様の補助金の交付を過去に受けていないこと。 ※翌年度の継続申請の場合を除く。 ※夫婦の一方でも受けた場合は、申請不可。
<input type="checkbox"/>	町税を滞納していないこと。
<input type="checkbox"/>	申請日時点で、生活保護による住宅扶助またはその他公的制度による補助金の交付を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	亘理町に3年定住する意思があること。
他の公的制度の補助金を受けていないこと。	
<input type="checkbox"/>	すまい給付金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	住まいの復興給付金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	外構部の木質化対策支援事業補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	こどもみらい住宅支援事業 補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	地域型住宅グリーン事業 補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業 補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業 補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	こどもエコすまい支援事業 補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	長期優良住宅化リフォーム推進事業 補助金を受けていないこと。

<input type="checkbox"/>	住宅・建築物安全ストック形成事業 補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	次世代省エネ建材の実証支援事業 補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	既存住宅における断熱リフォーム支援事業 補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	住宅エコリフォーム推進事業 補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	住宅・建築物省エネ改修推進事業 補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費 補助金を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業補助金を受けていないこと。

補助対象費用	
住宅取得費用	
<input type="checkbox"/>	住宅の購入費(住宅ローンの残金を含む。)及び工事請負費であり、建物に係る費用のみである。
<input type="checkbox"/>	婚姻前に取得した住宅においては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅である。
<input type="checkbox"/>	倉庫・車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用でない。
<input type="checkbox"/>	エアコン・洗濯機等の家電購入費及び設置に係る費用ではない。
住宅賃借費用	
<input type="checkbox"/>	住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。
<input type="checkbox"/>	勤務先から住宅手当が支給されていて、住宅手当相当額を控除している。
<input type="checkbox"/>	駐車場代、入居前の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険・家財保険代、契約一時金、保証金は除いている。
引越費用	
<input type="checkbox"/>	引越業者もしくは運送業者へ依頼しており領収書があること。
<input type="checkbox"/>	不要品の処分費用、レンタカー代ではない。
住宅リフォーム費用	
<input type="checkbox"/>	婚姻に伴う住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等にかかる工事費用とし、建物に係る費用である。
<input type="checkbox"/>	婚姻前に取得した住宅においては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機としてリフォームした住宅である。
<input type="checkbox"/>	倉庫・車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用でない。
<input type="checkbox"/>	エアコン・洗濯機等の家電購入費及び設置に係る費用ではない。

必要書類一覧	
<input type="checkbox"/>	亙理町結婚新生活支援事業補助金交付(計画承認)申請書 (様式第1号)
<input type="checkbox"/>	婚姻の事実が記載された戸籍謄本(全部事項証明書)
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の住民票の写し(同一世帯の場合は、世帯全員の住民票の写し) ※本籍、筆頭者、世帯主、続柄すべて記載のあるもの
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の課税(非課税)証明書(申請時点で取得できる最新のもの)
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の直近年度の町税に係る納税証明書 (税の未納がないことの証明書もしくは、完納証明書でも可)
<input type="checkbox"/>	誓約書(様式第3号)
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の本人確認書類の写し (運転免許証もしくはマイナンバーカード、保険証など)
<input type="checkbox"/>	その他町長が必要と認める書類
<input type="checkbox"/>	貸与型奨学金の返済を申請日時点で行っている場合 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類、返還証明書等 ※課税証明書の記載の期間と同様の期間に返済したもの (例)令和5年度の課税証明書を提出する場合 →記載の期間は令和4年1～12月までのため、奨学金を返済した期間も同様。
住宅取得費用の場合	
<input type="checkbox"/>	住宅取得にかかる売買契約書または工事請負契約書の写し (夫または妻が契約者であることが確認できるもの)
<input type="checkbox"/>	領収書等の写し(割賦による購入の場合は、その契約に係る書面)
住宅賃借費用の場合	
<input type="checkbox"/>	住宅賃借に係る賃貸借契約書の写し (夫または妻が契約者であることが確認できるもの)
<input type="checkbox"/>	住宅手当支給状況証明書(様式第2号) ・受給の有無に限らず提出が必要 ・無職、個人事業主の場合は、住宅手当支給状況証明書(様式第2号)を提出できない 申出書(任意様式)を提出すること
<input type="checkbox"/>	領収書等の写し(口座振替の場合は、通帳等の写しでも可)
引越費用の場合	
<input type="checkbox"/>	引越業者または運送業者への支払いに係る領収書等の写し (夫または妻が契約者であることが確認できるもの)
住宅リフォーム費用の場合	
<input type="checkbox"/>	住宅のリフォームに係る工事請負契約書または請書の写し (夫または妻が契約者であることが確認できるもの)
<input type="checkbox"/>	領収書等の写し(割賦による購入の場合は、その契約に係る書面)

備考 書類は、原則として申請日において直近3ヶ月以内に取得した原本を提出するものとする。